

平成18年（行ツ）第135号 退去強制令書発付処分取消等請求上告事件

上告人 〇〇〇〇-〇〇・〇〇〇〇

被上告人 国

平成19年（行ツ）第164号 国籍確認請求上告事件

上告人 〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇〇・〇〇〇-〇〇 ほか8名

被上告人 国

弁 論 要 旨 書

平成20年4月16日

最高裁判所大法廷 御中

被上告人指定代理人

貝 阿 彌

誠

被上告人の主張は答弁書のとおりですが、特に以下の点を述べさせていただきます。

1 上告人らは、国籍法3条1項のうち準正要件を定めた部分は違憲無効であり、上告人らは同条項の届出により日本国籍を取得したなどと主張しています。しかし、そもそも、裁判所が、法3条1項の準正要件部分のみを違憲無効とすることによって上告人らに日本国籍の取得を認めることは、違憲立法審査権の行使の限界を逸脱するものです。

(1) 国籍法は、出生による国籍取得の要件として、子の出生時に父又は母が日本国民であることを原則としています(2条1号)。これは、単なる人間の生物学的出自を示す血統を絶対視するものではなく、子の出生時において日本国民である父又は母との間に法律上の親子関係があることを国籍取得の要件とするものです。そして、法2条1号の適用に当たって認知の遡及効が否定されることは確立した判例ですので、上告人らのように日本国民である父の子であっても、母が外国人であり、かつ、出生時に父との間に法律上の親子関係がない場合には、たとえ生後認知を受けたとしても法2条1号による国籍の取得は認められません。そのため、このような者が日本国籍を取得するには、本来、帰化手続によらなければならないことになりますが、国籍法は、我が国との類型的な結合関係の密度に応じて国籍取得の要件及び手続を段階的に定めるという観点から特に3条1項という規定を設け、日本国民である父の子であれば、母が外国人であり、かつ、出生時に父との間に法律上の親子関係がなくても、生後認知及び父母の婚姻等の要件を満たせば、届出により国籍を取得することができるという制度を創設しました。このことから明らかなとおり、国籍法には、もともと、上告人らのような、外国人を母とし、日本国民である父から生後認知を受けたのみの子に、届出によって日本国籍を取得させる、という制度は存在しないのです。

したがって、法3条1項の準正要件は、上告人らの届出による国籍取得を

制限しているわけではなく、上告人らのような者が届出によって国籍を取得することは、国籍法上、そもそも初めから想定されていないのです。

結局、上告人らの主張は、法3条1項の文言のうち準正要件を定めた部分を削除して、上告人らが相当と考える新たな国籍取得の制度の創設を求める立法論であるといわざるを得ません。

(2) ところで、憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定していますが、その要件の具体的内容については憲法に規定されていません。つまり、憲法は、日本国民たる父母がその子に日本国籍を承継させる権利も、日本国民の子が日本国籍を取得する権利も認めていないのです。これは、国際法上、国籍の得喪に関する立法は国家の対人主権の範囲を画するものとして各国の自由にゆだねられていることを踏まえ、憲法が、具体的にいかなる者を我が国の構成員とするかについては、代表民主制の原理に基づく国会の立法裁量にゆだねる趣旨であると解されます。そして、我が国の国会は、このような憲法の委任に基づいて国籍法を制定し、先に述べたような国籍取得の制度を創設したわけですが、仮に、立法政策として、外国人を母とし、出生後に日本国民である父から認知を受けた子に日本国籍の取得を認めるのが相当であるとしても、その要件や手続は、上告人らが主張するものに限られる必然性はありません。ですから、その場合も、具体的にどのような制度設計をするかの選択や決定は、国会の専権に属するというべきです。上告人らの主張のように、裁判所が法3条1項のうち準正要件を定めた部分のみを違憲無効として上告人らに日本国籍の取得を認めることは、結局、法3条1項の文言の一部を削除することによって、裁判所が新たな国籍取得の要件と手続を自ら創設することにほかなりません。これは、違憲立法審査権の行使に名を借りた立法行為であって、憲法が国籍取得の要件や手続をどのように設計するかを選択や決定を国会の立法裁量にゆだねた趣旨を没却するとともに、憲法82条の違憲立法審査権の行使の限界を逸脱するものとして、

許されません。

2 次に、法3条1項の合憲性について述べます。

(1) 先ほど述べた憲法10条の趣旨からすれば、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たり国会に広範な立法裁量が認められていることは明らかですので、国籍取得の要件における区別が憲法14条1項違反となる場合は極めて限定されるというべきです。等しく日本国民を父とする子のうち、国籍法上、日本国籍を取得することができる者とできない者とが存在するとしても、国籍取得の要件における区別に立法政策上の合理的な根拠があり、これが国会に与えられた合理的な裁量の限界を超えていない限り、憲法14条1項に反するものということとはできません。これを違憲立法審査基準に当てはめていえば、法3条1項の規定の立法目的が正当であり、かつ、具体的な制度上の違いがその目的の達成に合理的に関連していれば、この規定は合憲ということができます。

(2) このような観点から、法3条1項の立法目的やその具体的な制度との関連性を検討すれば、法3条1項の立法目的が立法政策論として正当であることや、日本国民である父の子のうち準正子に限り届出による国籍取得を認めるという制度がその目的の達成に合理的に関連していることは明らかです。

すなわち、法3条1項は、昭和59年の法改正において導入されたいわゆる父母両系血統主義の下では、日本国民である母の子は、父が外国人であっても、子の嫡出性の有無を問わず出生により日本国籍を取得するものの、日本国民である父の子は、母が外国人であれば、その出生が父母の婚姻の前であるか後であるかだけの違いによって国籍取得の要件や手続に違いが生じてしまうことから、その不均衡をできる限り是正することを目的として新設されたものであり、その立法目的が正当なものであることは明らかです。

他方、国籍法がこのような制度を採用した結果、今度は、日本国民である父の生後認知を受けた外国人を母とする子のうち、父母が婚姻した準正子と

嫡出でない子との間に国籍取得の要件や手続について差異が生ずることとなりました。しかしながら、準正子は、我が国の家族法制度上、嫡出でない子と比べて父との親子関係がより密接なものとされており、民法の採用する法律婚尊重主義や、我が国の家族観、親子に関する社会実態、そしてこれらの背景にある国民感情もそれを裏付けていますから、このような準正子に生ずる制度的類型的な我が国とのより強い結合関係に着目して、日本国民である父の生後認知を受けた外国人母の子のうち、準正子についてのみ届出による国籍取得を認めることは、法3条1項の立法目的と合理的な関連性があるというべきです。このような差異を設けたとしても、準正要件を満たさない嫡出でない子については、法8条1号により条件が大幅に緩和された簡易帰化手続の対象とされ、特に幼少時であればその帰化は実質的にほぼ無条件に近くなりますので、これにより大きな不利益を生じさせるものではありませんし、さらに、日本国民である父の認知と届出のみによる国籍取得の制度を設けると偽装認知が頻発するおそれがあることも考慮すると、このような立法政策の合理性はなおさら根拠づけられます。

(3) したがって、法3条1項は、憲法14条1項に反するものではなく、合憲であることは明らかなです。

3 以上のとおり、本件の上告理由はいずれも失当であり、上告人らの請求は理由がないと考えます。